

5月に開催しました、『原発事故に伴う農産物損害賠償に関する地区説明会』において、質問された内容を整理しましたので、お知らせします。

## 原発事故に伴う損害賠償請求質疑応答 (Q&A)

### Q1 原発事故による賠償請求できるものはどのようなものか？

- ①放射性物質の直接の影響で出荷停止となった損害 (廃棄)
- ②出荷自粛もしくは出荷制限が指示された産地において、原発事故を理由にした取引先からの引き取り拒否や価格下落など相当の因果関係がある被害 (風評被害)
- ③契約栽培停止・解除及び作付自粛など相当の因果関係のある被害 (不耕作)

### Q2 損害賠償請求には、どのような手続き書類が必要か？

損害賠償請求にあたっては、県協議会への『委任状』、『損害賠償金振込口座届出書』証拠書類を基に被害額を計算し必要事項を記入していただいた『損害に係わる報告書』並びに『証拠書類』をJA みちのく安達各グリーンセンター及び畜産課へ提出していただくことが必要になります。

農家の皆さんに準備いただく書類とは、

- 1.売上額や実損額を算出できる書類
- 2.商品が返品され、再販売できない場合の実損額を算出できる書類
- 3.販売ができなかった生産物や廃棄した場合の処分補償額及び処分費用を算出できる書類  
具体的には、
  - ①各種資材の購入に係わる領収書や購入伝票等
  - ②収穫出荷や家畜に給与ができなかった農作物・飼料の数量等の記録、納品台帳、出荷伝票及び回収・処分した場合の領収書
  - ③出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票及び回収・処分した場合の領収書
  - ④家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
  - ⑤納税関係書類 (損益計算書等)
  - ⑥現況を示す写真  
等を提出いただくことになります。

注1) 地域説明会等において、配布した被害報告様式が変更になりました。各グリーンセンターに新様式を準備しました。

注2) 被害報告時に関係する証拠書類を提出いただくことになりましたので、被害報告書提出の際に、上記の準備書類を合わせてご持参ください。

### Q3 東電への賠償請求はJAが行うのか？

原発事故に係る損害賠償請求を県単位で行うこととして、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会」(以下「県協議会」という。)が設立され、請求の代理者となりました。また、この実務を行う組織として、「JAグループ福島東日本大震災復興・原発事故対策本部」が設置されています。JAみちのく安達においても、「緊急対策本部」及び「損害賠償対策室」を設置し損害賠償請求の実務を行う体制を整備しました。

### Q4 損害賠償の対象者は、JA出荷者のみか？

- ①JAの組合員並びに農畜産物の生産・販売者
- ②JAの組合員以外でも損害額を証明する証拠書類等を本人が整備して提出できる方

### Q5 今年から新規に作付けを開始した農家及び作付けを拡大した農家の損害賠償額は、算定基準となる前年とは比較できないが、どう証明するのか？

栽培を証明する合理的な裏付けが必要となります。作付けした記録 (栽培日誌)、種子、肥料等の購入領収書、栽培日誌等が必要になります。

### Q6 作付けをしない場合、本来得られるはずの所得は損害賠償対象となるか？

原発事故と相当な因果関係にあることを証明する必要があります。  
前年に耕作し、販売した実績の記録と、原発事故によって耕作しないと判断した根拠を明確に示すことが、後日求められるとされますので、これらの書類をご準備いただくとともに、「損害に係る報告書」の様式に不耕作の品目や面積等をご記入し提出ください。

### Q7 賠償の支払時期はいつごろになるか？

原子力損害賠償紛争審査会1次指針において、賠償金の支払方法についても、早急な救済が必要な被害者の現状を考慮し、例えば、賠償額が最終的に確定する前であっても、一定期間ごとに支払いをしたり、請求金額の一部を前払いするなど、合理的かつ柔軟な対応を東電に求めています。また、東京電力より5月31日に農業者への仮払いについて「農業漁業者の方々が被った政府等による出荷制限指示等に係る損害に対し、ご請求いただいた一部の農業関係団体および漁業関係者団体との調整が完了いたしましたので、本日より、仮払補償金としてお支払いを開始させていただきます」と取り組み状況がプレスリリースされています。

### Q8 自家野菜は損害賠償請求できるのか？

自家野菜は販売の対価を請求することはできません。ただし、本来購入しなくてもよかったものが失われ、市中のお店で購入したので余分な費用がかかったというならば、請求することができると思われます。作付けした記録及び購入した記録等を整えて請求することになります。

### Q9 出荷できなかった野菜等の処理については、どうすればよいのか？

現在のところの国の指導は、「出荷できない農産物は、ほ場の一部にまとめてください、その処理については後日改めて通知します。」となっております、最終処分をどうするかは不明な状態ですが、腐敗等が進み環境的にも厳しくなるものと思われますので、写真を撮影して、土をかぶせておくなどの自衛処理が必要になってくるものと考えます。必ず記録をお願いいたします。

## 青果物の原発事故に係る放射能対策について

### Q10 書類の提出はいつまでなのか？

月毎に請求事務を行うこととしており、被害のあった場合は、被害の報告をいただいた順から随時受付をしていきます。また、受付終期は、損害賠償請求が終了した時となりますので長期間になると思われます。

### Q11 賠償請求費用はどのくらいになるのか？

通常は訴求金額の10～20%かかります。今回は規模が大きく前例のない和解請求なので、費用計算は先方との協議になります。県協議会では全国協議会が選任した弁護士に委任します。茨城県、栃木県、群馬県、千葉県等の協議会と共同して活動することにより、経費を削減することを目指します。

また、弁護士の契約は和解に関する事務を委託するもので、成立不成立にかかわらず発生した事務について費用を支払うものです。その費用は、損害賠償の請求者である農家の負担となります。

### Q12 牧草の一番草については、使用してよいのか？

モニタリング検査結果を踏まえた牧草（秋播きエン麦、ライ麦を含む）の利用

乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）	肥育牛（出荷前15ヶ月程度以降の牛）	乳用牛乳用牛及び肥育牛以外の牛（繁殖雌牛・育成牛等）
利用できない	利用できない	利用可能

### Q13 出荷制限の発動から解除まで、品目によって違うので、品目ごとの状況を教えてください

品目名・区分	主な品名	制限日	解除日
原 乳		3/21	4/16
非結球葉菜類	ほうれん草、カキナ	3/21	—
	その他すべて（みずな、こまつな等）	3/23	—
結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス等	3/23	5/11
アブラナ科の花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー等	3/23	—
カ ブ		3/23	5/4
原木しいたけ・露地（本宮市）		4/25	—
たけのこ（本宮市）		5/13	—

○東京電力の補償全般に関する相談窓口 0120-926-804（受付時間9:30～21:00）

○市・村・JAも相談窓口を設置しております。

二本松市【二本松市役所（農政課）55-5116、安達支所23-9042、岩代支所65-2822、東和支所66-2489】

本宮市【本宮市役所（農政課）33-1111、白沢総合支所44-2115】

大玉村【大玉村役場（農政課）48-3131】

JA	損害賠償対策室	33-2740	グリーンセンターにほんまつ	23-1412
	グリーンセンター安達	62-1711	グリーンセンター岩代	57-2213
	グリーンセンター東和	47-3815	グリーンセンター本宮	33-3560
	グリーンセンター白沢	44-4246	グリーンセンター大玉	48-2213

### 立性果菜類（きゅうり、なす、ピーマン、とまと等）

#### 豆類（さやえんどう、いんげん等）の栽培の注意点

- 1.消毒の際は「流水」（河川、用排水等）、ため池の水には、土埃等が混じる可能性があります。果実に直接接触する薬剤散布・葉面散布等の水には、清浄な井戸水や水道水を使用する。
- 2.青果物は土との接触は避ける  
※放射性物質は土壌表面付近に固着している可能性が高いため
- 3.泥はね防止の実施 ～ 敷き藁・マルチ・除草シート・被覆資材等を行う  
（雨除け・ハウス栽培についても両サイドに同様の対策を行う）
- 4.栽培圃場は、圃場周辺に雑草等があれば、1m以上離して作付けを行う  
※周辺雑草の刈取りを行う場合、草刈機等により作物への付着等の防止のため
- 5.下位節の枝・葉等の整理を行う事（摘葉・整枝したものは圃場の一角にまとめておくこと）  
※降雨時の泥はね防止の観点から地上部から40cmくらいまで整理する

#### 収穫時の注意点

- 1.放射性物質が土壌表面付近に固着している可能性があるため、地面に接触した物は、出荷しないこと  
（着果位置を30cm以上とすること、きゅうりについては着果位置、側枝発生位置を40cm以上とすること）
- 2.収穫する際、収穫容器は地べたに置かずビニール等を敷いて行うこと
- 3.収穫容器は細めな洗浄を行うこと

### 露地野菜の栽培の注意点

- 1.消毒の際は「流水」は使用しない（※井戸水・水道水を使用すること）
- 2.かぼちゃ、すいか等の果実が土と接触しないようにマルチ、敷ワラ、フルーツまくら等に果実を載せること
- 3.土物のうち、洗浄可能品目については、洗浄をして出荷する  
※土つきの出荷は避ける（人参・カブ・大根・ネギ等）
- 4.土物のうち保管や出荷の際、ジャガイモ・長いも等の洗浄できないものは、出来る限り土を落とすこと

### 果実の栽培・収穫の注意点

- 1.降雨後すぐの袋掛けは実施しない ※乾燥してから行うこと  
（ぶどうについては、摘穂以降の着粒状態を確認後、「カサ掛け」を行うこと）

#### 収穫時の注意点

- 1.落果品果実（土と触れたもの全品）は、加工品も含めて出荷しないこと  
※圃場の一角に整理して置くこと
- 2.収穫する際、収穫容器は地べたに置かずビニール等を敷いて行うこと
- 3.収穫容器は細めな洗浄を行うこと